

令和2年度 第2回淡路市国民健康保険運営協議会要約議事録

- 1 日 時 令和2年12月24日（木）14：00～15：10
- 2 場 所 津名ふれあいセンター 2階 会議室3及び4
- 3 出席者 中山委員、東根（吉）委員、田中委員、東根（正）委員、大橋委員
中田委員、平井委員、奥井委員、辻本委員、栗山委員、小柳委員
藪内委員、平松委員（15名中13名出席）
- 4 議 事 (1) 諮問
(2) 協議事項
淡路市国民健康保険税の税率の改正について
→事務局より説明
(3) 報告事項
- 5 質 疑 以下のとおり

(2) 協議事項

淡路市国民健康保険税の税率の改正について

審議事項 税率の見直しについて

【試算】 ①現在の保険税の税率を維持する。

(メリット) 増額とならないので、被保険者の負担軽減となる。

(デメリット) 基金繰入が必要となる。

②市町村標準保険税率に基づき、税率を見直す。

(メリット) 保険税の大きな過不足が発生しにくい。

(デメリット) 毎年税率を見直す必要があり、税率の上げ下げが発生しやすい。

(委 員) 基金残高について、税率を据え置いた場合、令和3年度末で2億473万円、令和4年度末に9,473万円になるという解釈で良いのか。

(事務局) 現行の税率を維持する場合の基金残高については、税の不足分として約6100万円が必要となる。それ以外に5000万円程度の収支の調整を含めた場合、毎年1億1,000万円程度の基金繰入が必要になると見込んでおり、委員のおっしゃるようになると試算している。

(委 員) 資料1ページの財政安定化基金について、保険税の収納額が低下し収支が合わなかった場合に差額分を兵庫県から借りる事ができるということか。

(事務局) この基金は兵庫県の基金を活用するもので、収支を調整する基金を市が持っていない場合、兵庫県から借りる事ができる。次年度に借りた金額を見込んで税率を設定し、納付金と併せて県に返すという趣旨のものである。

(委 員) 繰上げ充用をすることはないのか。

(事務局) 広域化のメリットとして、赤字の決算をしなくてすむように運営が出来るようになっている。繰上げ充用をしようと思えば出来なくもないが、県の示す運営方針としては、借入金を借りて次年度に返すようになっている。

(委 員) 以前の答申では税率は3年に1度変更することになっているが、今回はコロナの影響という特殊事情を含めて、税率は現状維持とし、来年度改めて税率を見直しても良いと思う。

(委 員) コロナによって所得がよめない状況にあることから3年間にこだわらず、税率は据え置くという意見が出たが、基金の繰り入れはいつ頃わかるのか。

(事務局) 令和2年度の基金繰入額は令和3年の5月末に年度内に支払う金額が確定しないと確定しないので、今は予算上の見込で提案している。コロナの影響による令和4年度以降の所得状況については令和3年の6月に行う国保税の課税状況をみればある程度よめると思う。

(委 員) 税率とは関係ないが、去年の一人当たりの税額はいくらくらいか。

(事務局) 1人当たりの調定額では、令和元年度の決算では104,822円で、県内で5番目に高い金額である。

(委 員) 1人当たりの医療費はいくらくらいか。

- (事務局) 令和元年度決算では393,327円で県下では平均的な水準である。
- (委員) 税額を決めるには、税額や医療費等色々な要因を考慮しなければいけないが、コロナの影響で不透明な所が多い。私も今は税率を上げる段階ではなく、コロナが安定するまで様子を見るのがいいと思う。
- (委員) 受診率も下がっているので、私も見直しはしない方が良くと思う。
- (委員) 確かに受診率は下がっているので、この時期は可能であれば税率を上げない方が良くと思う。
- (委員) 私も基本的に据え置きで良く思うが、据え置くためには基金を繰入することになる。基金の状況としては据え置いても大丈夫なのか。
- (事務局) 予算を立てる上では、歳入と歳出の隙間を埋める機能が必ず必要になるが、単年の予算を立てるだけであれば、1億円程度の基金残高があれば可能であると考えている。
- (委員) 最悪の場合でも基金の状況が大丈夫であるのなら、今年は改正せずに来年また検討するのがいいのではないかと思います。
- (委員) これまで出された意見をまとめると、今年度は税率を据え置く。運用期間については3年というのも条例等で決まっているものではないため、1年とし、来年再度その時の状況を踏まえて新たな方針を決めていくということによろしいか。
- (委員) 異議なし。

(3) 報告事項

- ①第1回国民健康保険運営協議会における答弁の修正について
- ②淡路市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部改正について
- ③国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

以上